

# パソコン・スマホで申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」をご存知ですか？

確定申告は、申告書を印刷し書面で提出するか、e-Tax（「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」）で電子申告できます。e-Taxの「マイナンバーカード方式」は、マイナンバーカードとカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーが必要で、また、「ID・パスワード方式」は、税務署が発行した電子申告用IDとパスワードが必要です。ご不明な点はお問い合わせください。

■問合せ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901（有料）

（1月8日まで 午前9時～午後5時、1月11日～3月15日の平日 午前9時～午後8時）

（2月20、27日、3月6日、13日の日曜日 午前9時～午後8時）



## 注意事項



申告相談会場は大変混み合います。感染症対策のため、必ずマスクを着用してください。領収書などはあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

### ○事業所得（営業・農業）、不動産所得

- ・収支計算の基礎となる領収書・帳簿などを必ず整理記帳してお持ちください。
- ※収入や経費等を記帳していない方は、自身で計算した後に申告をお願いします。
- ・作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。
- ・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。

### ○医療費控除

医療費控除を受ける方は、次の書類が必要です。

- ・医療費控除の明細書（事前に個人別・病院別に集計し明細書を作成してください）
- ・医療費に対して補填された金額がある場合、補填金額が分かる書類（高額療養費や医療保険金など）

※対象となる領収書は、令和3年中に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。

※老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は、「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください（施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください）。

### ○住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

令和3年中に入居し、初めて控除を受ける方は、左記の書類が必要です。

- ①登記事項証明書または登記簿簿（抄）本
- ②請負契約書・売買契約書の写し
- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ④住宅の建築にあたって補助金の交付を受けた場合は、交付金額

を証する書類

⑤土地についても控除を受ける場合は、土地の①②も必要です。

※2年目以降で税務署から送付された控除証明書をお持ちの方は、③の年末残高証明書と控除証明書をご持参ください。

※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける際は、さらに各種証明書が必要です。

（増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける際は、大田原税務署へ）

### ○収用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

公共事業施行者の収用などにより、土地・建物などの資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、左記の書類が必要です。

- ①公共事業施行者が交付した各種証明書（買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等）
- ②契約書（土地、建物、移転補償）
- ③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書

### ○復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から令和19年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告と納付が必要です。復興特別所得税の額は、各年

分の基準所得税額（原則としてその年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

### ○その他

・申告書や収支内訳書等は、税務課または各支所の窓口で用意してあります。

・申告期間中は、税務課で申告を受け付けることはできません（収入のない方の申告は除きます）。

・自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください（大田原税務署へは郵送で提出することもできます）。

・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、令和3年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません（青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年）。

・町の申告会場で消費税申告書の作成はできません。消費税の申告は、大田原税務署で申告してください。（関連記事10頁）

▼問合せ 税務課町民税係 ☎(72)6903